

○田川地区清掃施設組合一般職の任期付職員の採用に関する条例

令和2年3月27日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、田川地区清掃施設組合（以下「組合」という。）の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般職の任期付職員の採用)

第2条 組合の一般職の任期付職員の採用については、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則（令和2年条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。